

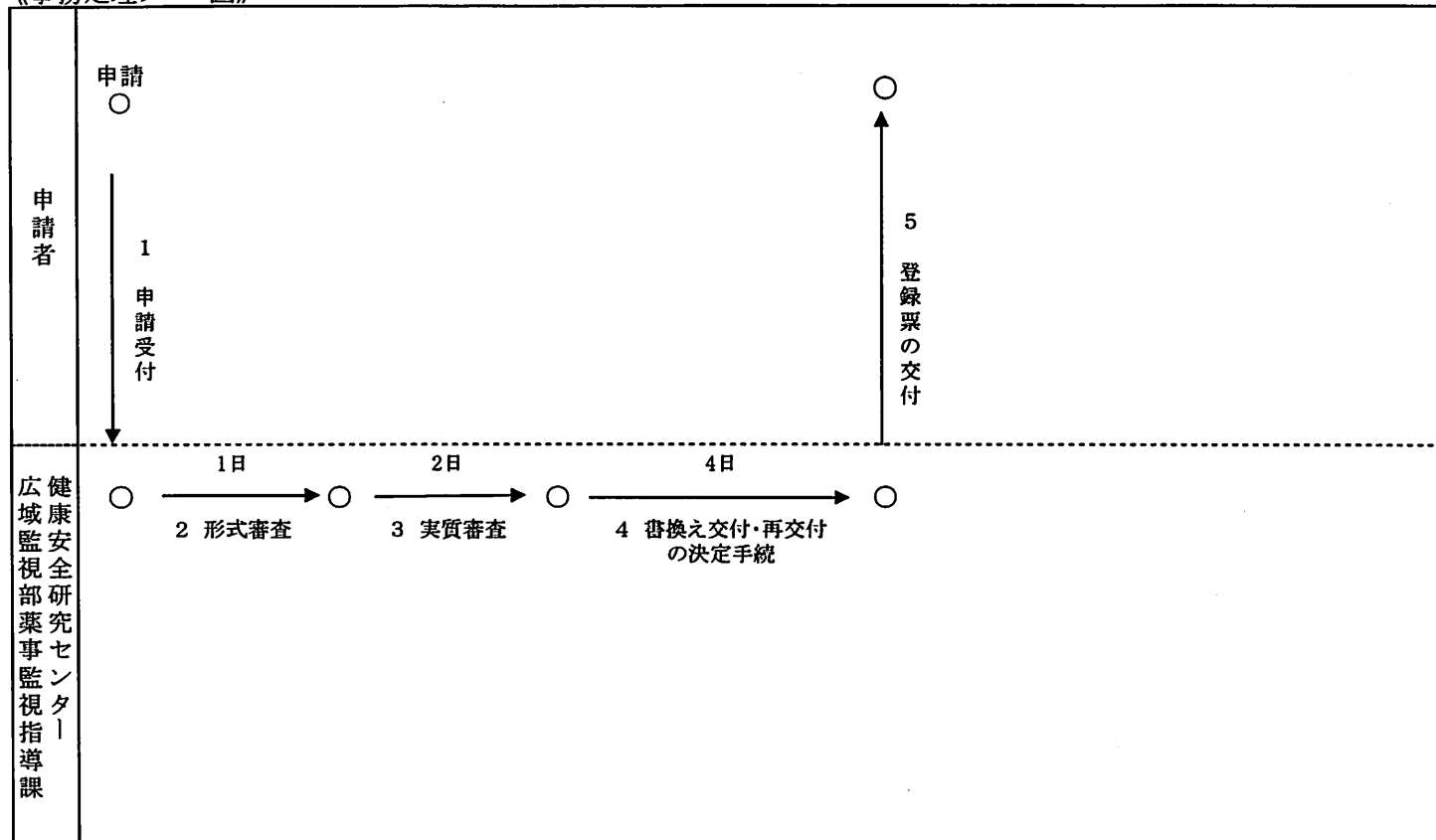
### 事務処理フロー図

事務名	毒物劇物製造業(輸入業)登録票書換え交付・再交付
根拠法令	毒物及び劇物取締法施行令第35条・第36条

作成部署 東京都健康安全研究センター 広域監視部 薬事監視指導課 薬事審査担当 電話03-5937-1027

標準処理期間計 | 7日

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	申請受付	窓口で申請書の受付をします。 (手数料をお支払いいただきます。)
2	形式審査	申請書に記載漏れや誤記がないかどうか、申請書に必要な書類が添付されているかどうかを審査します。
3	実質審査	申請書の内容を総合的に審査します。
4	書換え交付・再交付の決定手続	書換え交付・再交付の可否について、決定を行います。
5	登録票の交付	決定後に、申請者の方に登録票を交付します。